

運転速度の『見える化』

【工事車両の運行経路上に工事関係車両を対象とした速度表示計を設置することで、徐行運転を徹底させて一般車両や歩行者にやさしい運転速度の『見える化』を図る】

速度表示計設置状況



一般車両に対する
注意喚起看板設置

工事車両の運行経路上に速度表示計を設置し、工事関係車両に対して注意喚起を行うことで、『安全速度の厳守徹底・安全意識の向上』が図れる。

大型車両運行時



30kmを超えると...



速度表示・警告灯

設定速度の
30kmを超えると
【速度落せ】の
警告灯が灯火
します。

29km以下での走行は...



工事車両運行経路